

仙台藩の献金百姓と領主・地域社会

The study of the political contributors and the relationship between the contributors, the feudal loads and the local areas in Sendai Han (administrative division)

佐藤 大介 (Daisuke SATO)*

キーワード：19世紀、仙台藩、献金、富の再配分

Keywords : 19th century, Sendai-Han, contributions, Income redistribution

はじめに

日本の近世社会において、都市の商人や在村豪農商など在地の有力者が幕藩領主に対し献金を行い、その反対給付として経済的・身分的な特権を獲得するという現象は、全国各地で確認することができる。地方行政や学問の能力に基づく領主役人への登用も含め、特に18世紀以降の一般民衆の身分上昇をめぐる動きが社会を活性化させたということについては、もはや共通認識に近いといえよう〔朝尾 1993 : 94〕〔深谷 2006 : 96-134〕。

一方、献金および献金者の動向を地域社会との関わりで考える場合、地域内部での富の偏在や、幕藩領主による献金者の取り込みとそれを通じた支配強化の側面に注意が払われてきた。しかし近年の近世中後期における地域社会形成とその主体となった人びとへの積極的評価を試みる研究潮流〔藪田 1999 : 1-14〕〔平川 1999 : 22-46〕もふまえ、そのことにとどまらない新たな評価が打ち出されている。萩藩での百姓・町人に対する格式付与である「御仕成」政策を分析した伊藤昭弘氏は、18世紀後半以降それが実質的に株式化され経済力優先の風潮が高まる中、格式取得者へ地域社会に対する責任を求める動きが見られるとする〔伊藤 2002 : 43-64〕。一方、吉村豊雄氏は熊本藩での献金制度である「寸志」を有力者への一種の「名誉税」として、富裕者の経済活動を一定程度規制して全国に類を見ない「飢饉回避の社会システム」が作り上げられていたと評価する〔吉村 2001 : 177-178〕(注1)。献金制度も含めた18世紀中期以後の村役人層の身分上昇を領主による地域行政ノウハウの吸収と、村役人側の地域運営に対する自信、登用への積極的な対応として位置づける平川新氏〔平川 1999 : 36〕の指摘もふまえ、全国各地で見られる献金制度および献金の主体となった人々の動向を、地域社会や藩との関係をふまえた上で実証的に再検討することが求められているといえよう。

以上をふまえ、本稿では外様大藩のひとつであった仙台藩(62万石)を事例に、幕藩領主への献金と領主および地域社会との関わりについて検討したい。具体的には、天保4年(1833)凶作時に藩領で実施された献金を手がかりに、①献金に応じた人びとが得た特権の実態を明らかにす

* 東北大学東北アジア研究センター

る。②献金者の人物比定を行い、その社会活動の活動の実態を包括的に把握し、その特色を明らかにする。③献金行為をめぐる藩および地域社会の認識を明らかにする、という三点の課題を設定する。その上で、19世紀仙台藩領での献金行為と、それをめぐる社会関係について歴史的評価を行うこととしたい。

本論に入る前に、仙台藩の献金制度についてこれまで明らかになっている点を確認しておきたい。仙台藩では明確な始期は不詳ながら、18世紀中頃からその藩財政の基盤であった年貢納入後の百姓余剰米を藩が購入して江戸に廻米する「買米専売制」の資金確保を目的に開始されたという〔近世村落研究会（平重道）1954：25〕。その後幕末期までには藩の財政難や天明および天保飢饉に際しての救済資金確保のため献金額と褒賞との関係が体系化され、献金者への献金額に応じた反対給付として士分や苗字帯刀、屋号公称の許可、味噌醬油醸造や醸造商売許可といった身分的・経済的特権が設定されたという〔難波 1978：220-223〕。献金者については、藩の中間支配機構である大肝入や、上述の買米制度も含めた藩の専売政策との関連で経営を拡大した、行政・経済の両面で藩と密着して地域社会と対峙する存在として評価されている〔難波 1978：220-223〕。しかし、1970年代までに提起されたこれらの問題を、献金者の社会活動の体系的な整理や献金をめぐる社会関係の分析から再検討するという作業はいまだに行われておらず、仙台藩の献金は現在でも財政難に直面した近世領主による売禄の典型的な事例とされている〔深谷 2006：136-141〕。仙台藩領の地域社会をめぐる問題として、近年籠橋俊光氏が仙台藩の中間支配機構である大肝入をめぐる18世紀中期の書札令の展開から、大肝入層の地域運営への主体意識と仙台藩領地域社会の政治的な成熟の側面を指摘している〔籠橋 2006：27-49〕。中間支配機構の実態の再検討から藩領地域社会の政治的力量を積極的にとらえなおしているが、この変容と仙台藩領の献金が同一時期に展開していることに留意するなら、前述した三つの課題を通じて献金及び献金者の動向を解明することで、当該期の仙台藩領地域社会に対するイメージを再検討することが可能になるのではないか。合わせて、近世期の仙台藩の地域社会が獲得した政治的力量を、西国諸藩との比較もふまえ評価すること、さらに幕末期の仙台藩政と地域社会との関わりについても一定度の展望を示すことを目指したい。

1 天保4～5年飢饉における仙台藩領での献金 中井家文書「御賞人数留」の分析

最初に、天保4～5年飢饉における仙台藩領での献金の全般的な動向について検討したい。

分析の対象は、近世中期に仙台城下町に進出し、安政2年（1855）には藩蔵元商人を務めた近江商人・中井源左衛門家に残された、「天保五年正月より九月迄之分 天保四年凶歳二付窮民為御救助郡村より金穀調達之者御賞人数留」（以下「人数留」と略記）（注2）である。この史料については戦前に阿刀田令造氏によって、記載様式、献金者の身分、寄附された金銭及び米穀の総計、寄附者の属する村名の紹介、褒美の内容について概要が紹介されている〔阿刀田 1938：2-4〕。しかし、献金者の地域別および金額毎の分布、献金額と褒美内容との関係、個別の献金者の属性についての体系的な検討はなされていない。記載の対象となった時期以外の事例が記録されていない可能性があること、また後述するように、藩領の一部の地域について記載されていないが、現状では仙台藩全域における献金の実態を量的に把握する手がかりとなる唯一の史料であり、その

分析により献金の様々な歴史的な性格を明らかにすることが出来ると考える。

原史料の記載形式について、阿刀田氏も紹介している桃生郡深谷前谷地村百姓・(斎藤)善右衛門の事例から示しておこう。

①深谷前谷地村百姓

②一善右衛門

③米三百石、并銭千貫文指上、文政十二年より願之上、向寄之御林江杉・檜苗木三拾

万四千六百五拾本、自分入料を以植立指上候ニ付、④持高之内より知行式貫文被下、永々大肝入格ニ被成下、村酒屋壺軒被相免候事 (番号・傍線筆者)

ここから明らかになるのは、①献金者の居住地、②名前、③献金(銭、米穀などの場合もあり)の内容、④褒美の内容、の4点である。③について、献金の形式は藩への完全な献上を意味する「指上」と、将来的な返済を前提とする「調達」の2つの記載があるが、本稿では煩雑さを避けるため特に区分しなかった。また、善右衛門は天保4年凶作と合わせ、文政12年(1829)以来実施してきた植林と、その山林の藩への献上が褒賞の対象となっているが、このような献金者による天保4年凶作に際しての献金以外の社会活動が判明する場合がある。具体的な内容については後述するが、本節の分析に際しては、天保4年凶作への献金とあわせて取り扱った。以下、順を追って検討してゆこう。

(1) 献金者の人数と地域的分布

献金者の人数について、阿刀田氏は褒美の件数と同じく254人だとしているが、「人数留」を見ると、重複して記載されている者、二回褒美を受けた者がそれぞれ1名ずつおり、「山林方制道役」70名への褒美一件(ここでは一人としてカウント)も含め、合計で252名が記載されている。最初に、その居住地について表1にまとめた。ここから、最多の磐井郡が72名、次の栗原郡が56名と、藩領北部からの献金者が多いことが判明する。磐井郡については、宝暦5年(1755)の飢饉時に大きな被害を受け、民間による救済活動が多く展開されたことが指摘されている[菊池1999:60]。山間地でもある同地域では、天保の飢饉

に際しても米穀不足が深刻化し、積極的な救済活動を行う必要があったということであろう。その一方、磐井郡は紅花、麻、煙草など領内でも屈指の商品作物の生産地域であるが、領内における紅花の生産地帯であった柴田郡(3名)、米作とともに煙草の生産が活発だった登米郡(8名)、近世後期以後、阿武隈川流域で信達地方とともに養蚕地帯となった伊具郡(9名)、さらに沿岸部の気仙(15名)、本吉(4名)、牡鹿(3名)、桃生(13名)の各郡については献金者の記載は少ない。2番目に多い栗原郡、さらに19名の献金者が記載されている志田郡は米作地帯であり、単に商品

(表1)「人数留」記載者の地域別内訳

区分	郡	人数	内訳(代官区ごと)
南	伊具郡	9	
	刈田郡	2	
	宇多郡	0	
	亘理郡	0	
	柴田郡	3	
	名取郡	2	南方2、北方2
	宮城郡	11	国分3、陸方・浜方6、高城3
北	黒川郡	11	
	志田郡	19	南方15、北方4
	玉造郡	1	
	遠田郡	4	
中奥	栗原郡	56	栗原2、一迫14、二迫6、三迫23、佐沼11
	登米郡	8	登米4、七ヶ村4
	桃生郡	13	深谷6、桃生7
	牡鹿郡	3	石巻2、狐崎1
	本吉郡	4	
奥	胆沢郡	8	上胆沢6、下胆沢2
	江刺郡	3	
	磐井郡	74	東山72、西磐井2
	気仙郡	15	

(注)宮城郡高城および桃生郡深谷は「北」に属するが、表の整理上それぞれ「南」「中奥」に含めた。

生産地帯に献金者が偏在しているということではない。

一方、藩領南部の宇多郡、亶理郡の記載者はない。人数が一けたの刈田郡、遠田郡、玉造郡、胆沢郡、江刺郡も含め、この地域には藩主門閥など大身給人の一円領地が存在していた。城下近辺の宮城郡、名取郡、黒川郡についても記載者は少ない。城下近辺の動向については今後の課題とせざるを得ないが、大身給人の知行地の状況については、後年の事例ではあるが、天保7年(1836)から翌年にかけての飢饉に際し、藩領南部の柴田郡・刈田郡などで現地役人として対応に当たった仙台藩士・荒井東吾(後述)の藩への報告書(注3)が参考になる。ここで荒井は、天保8年8月の時点で刈田郡白石(宮城県白石市)周辺を一円的に知行地としていた、大身給人の片倉家が「家中扶助」のため所領の「家中並百姓前」から1万3000両の貸上を行っているため、同家の所領で本藩への調達金を確保するのは困難であるとの見通しを示している。ここからは、「人数留」に大身給人領での事例が少ないのは、記載漏れではなく、それらの所領では給人領主に対して献金が行われた結果、本藩への献金が少なくなったことが理由であると推測できる。すなわち、「人数留」は、仙台藩の直轄地で行われた献金の実態をある程度網羅的に把握できる記録だといえよう。

(2) 献金者の身分

献金者の身分についてまとめたのが表2である。仙台藩の身分制度についてはその詳細が未だ不明な点もあるが、本稿との関わりで村落に関しての最低限の事実を指摘しておけば、(イ)中間支配機構である大肝入は一部を除き世襲ではなく一方、苗字帯刀、麻上下着用、乗馬の特権が許可されていた[籠橋2006:29]、(ロ)17世紀末までには百姓の苗字帯刀は規制されたが、数代続有力百姓には苗字の使用が認められた[仙台市史編さん委員会2004:223-226]、(ハ)18世紀中頃以降の献金に対する身分特権(前述)の内、最初に与えられる格式が「組抜並」(足軽格)である[仙台市史編さん委員会2005:162]、といった点が挙げられる。これをふまえ表2を見ると、献金者として最も多いのは、以上の特権を得ていなかったと考えられる⑩の「百姓」で147名であり、⑩百姓・苗字ありの20名と合わせて合計167名が献金に応じている。領内には村役人層とは別に、献金に応じることの出来る人びとが存在していたということが指摘できよう。一方、中

(表2)「御貸人数留」献金者の身分と献金額

身分	人数	金穀調達・差上ランク									備考	
		A	B	C	D	E	F	G	H	他		
①大肝入組抜並	2											
②大肝入	10	2	2			1	3					
③肝入・苗字あり	10	1	2	4			2			1		
④肝入	37	11	10		9	5					2	
⑤検断・苗字あり	1		1									
⑥検断	5	3				1						1
⑦与頭(組頭)	6	2	2			2						
⑧百姓大肝入格	2			1		1						
⑨百姓御金山下代並	1											
⑩百姓・苗字あり	20	1		1	6	2	2	1	3		4	
⑪百姓	147	76	47	10	3	2	2	2			3	Gの一名重複、Gに⑧と同一人物・重複記載1名
⑫無高百姓	2	2										
⑬借屋	1	1										
⑭山林方制道役	1											171名一括で募集
⑮出入司支配組抜並・抱地高指引人	1					1						
⑯抱地高指引人	1	1										
⑰曹洞宗百姓並寺	1		1									
⑱百姓並羽黒流修験	1			1								
⑲本山派小先	3	2		1								
(合計)	252	104	65	28	15	14	7	3	5	11		

(備考)

A~50両・石未満/B50~100両・石未満/C100~150両・石未満/D150~200両・石未満/E200~250両・石未満/F250~300両・石未満/G300~350両・石未満/H350両・石以上/他・額の記載なし、直接救済を行うなど

間支配機構をになう大肝入 (①、②/12名)、および肝入 (③、④/47名) および検断 (⑤、⑥/5名)、組頭 (⑦/6名) の村役人層も合計で71名となっており、この両者が献金者の中核をなす集団であった。

一方、①、⑧、⑨、(宗教者では⑩、⑪) のように、身分的な特権を与えられた人びとも存在している。彼らは、天保4年以前に何らかの形の献金でその特権を得ていたと考えられる。苗字が記されている③、⑤、⑩の人びとについても、従来苗字使用を認められていた草分百姓に加え、献金により苗字名乗りを獲得した者も含まれていると見るべきだろう。⑫無高百姓、⑬借家は、商業経営により一定度の資産を蓄積していた人々であろうか。一方、⑮、⑯の「抱地高指引人」とは、仙台藩給人知行主の手余地の小作請負人を指すが〔モリス 1988: 146〕、⑮については足軽身分を獲得し、百姓人別から離れた家 (遠田郡北浦村・鎌田家、後述) についての「高指引人」であった。これに少数の宗教者を加えた人びとが、「人数留」に記された献金者の身分構成となっている。

表2には各身分ごとの献金額についても合わせて示した。金50両ないし米穀50石換算で九つのランクに分けたが、最も人数が多いのが一番ランクの低い、A (金50両・米穀50石) である。このほかは、おおむね献金額が高額になるごとに人数が減少するという関係になっているが、特に②大肝入、③肝入と⑩百姓・苗字あり、⑪百姓の中に、金200両を越える高額の献金者が集中しているという点に留意しておきたい。

(3) 献金者への褒美

献金者の身分と献金額、褒美の内容についての関係を示したのが表3である。ここで確認しておきたいのが、仙台藩での献金に際して、その褒美の内容は献金者の側からの「志願 (内願)」をふまえて与えられるということである。一例として、志田郡稲葉村古川七日町 (宮城県古川市)・佐々木永助家の事例を紹介しておこう (注4)。

酒屋株敷願之事

拙者義、去年二月御財用方へ御用立置分直々献金仕候様被成下度奉願候所、内願之義も候ハ、可相達由被仰談承知仕、左三申上候、

一拙者抱地高指引人古川町与蔵江、壹宿壹軒同様清酒百五拾石造、他郡商売共ニ永々御免被成下度、御役代之義八年々上納仕候様被成下度奉存候、已上

右之通内願奉願候条、如願之被仰付候様被成下度奉存候、已上、

天保十二年

閏正月

佐々木永助 (傍線は筆者)

ここでの献金は「荒所起返方御入用」に対するものであったことが、これに続く「表願」の記述からわかる。この時点で士分を獲得していた佐々木家は、献金に際して自分の「高指引人」への酒造株免許を願い出していたのである。これをふまえて表3の褒美内容を確認すると、(1) 知行の給付。文字通り、百姓としての所持高の中から知行として給付され、無年貢となる「持高之内知行被下」と、新たに知行地を与えられる「知行被下」(注5)、および扶持の給付、(2) 「組拔並」、「大肝入格」といった身分の獲得、(3) 苗字ないし帯刀の御免、(4) 絹や麻上下など衣服上の特権 (家屋に関する四足門の建設もここに含めた) といった身分表象をめぐる権利、(5) 酒屋や屋号など営業関係の特権、に大別される。このうち、(1) 知行、扶持の給付が122名、(4) 身分表象上の

(表3)褒美内容と献金額、内訳

褒美の内容	人数	献金者身分	金穀調達・差上ランク										小計	(基準額)			
			A	B	C	D	E	F	G	H	その他						
(1) 知行の給付	69	持高の内より知行被下	②大肝入	2	1		1									3	金100両につき 500文
		④肝入	6	2	2	2										12	
		⑤検断・苗字あり	1													1	
		⑦与頭					1									1	
		⑧百姓大肝入格			1											1	
		⑨百姓御金山下代並			1											1	
		⑩百姓・苗字あり	1		1											2	
		⑪百姓	22	19	3	2	1									48	
		⑬大肝入組抜並				1	1									1	
		③肝入・苗字あり		2												1	
		④肝入		2	2											4	
知行被下	51	⑥検断				1									1	金100両につき 500文	
		⑩百姓・苗字あり	16	18	4		1								39		
		⑪百姓		1											1		
		⑰洞宗百姓並寺		1											1		
		⑱本山派小先	2		1										3		
		③肝入・苗字あり			1										1		
		⑩百姓並羽黒派修験			1										1		
(2) 身分獲得	13	出入司支配組抜並、持高より知行被下	③肝入・苗字あり				4	1	1	1	1	1	1	1	3	2	(金250両)
		出入司支配御番外侍に被召出、知行被下	⑩百姓・苗字あり												1	1	
		御郡奉行支配組抜並に召出、知行被下	⑩百姓・苗字あり	1											1	1	
		行被下	②大肝入							2						2	
		永々大肝入格、苗字御免	⑩百姓・苗字あり	7				1	1	1	1	1	1	1	1	5	
		永々大肝入格、村酒屋御免、持高より知行被下	⑩百姓	1								1				1	
		永々大肝入格、苗字御免	⑩百姓	1								1				1	
		永々大肝入格、持高より知行被下	⑩百姓	1								1				1	
		永々苗字帯刀御免	②大肝入	1						1						1	
		永々苗字帯刀、麻上下御免	②大肝入	1						1						1	
(3) 苗字なしし帯刀の御免	2	苗字帯刀御免	⑦与頭						1						1	(金200両)	
		苗字帯刀御免	⑩百姓	2											1		
		永々苗字御免、持高より知行被下置	⑩百姓	1								1			1		
		永々苗字御免、持高より知行被下置	⑩百姓	1								1			1		
		永々苗字御免、麻上下御免	④肝入	3											3		
		永々苗字御免	③肝入・苗字あり		1										1		
		永々苗字御免	④肝入	8		1	3								4		
		永々苗字御免、知行被下置	⑩百姓	1		2									3		
		永々帯刀御免、知行被下置	⑩百姓	2								1			2		
		永々帯刀御免、麻上下御免	③肝入・苗字あり	1								1			1		
永々帯刀御免	③肝入・苗字あり	4		1	1								2				
永々帯刀御免	④肝入		1										1				
永々帯刀御免	④肝入		1										1				
永々帯刀御免	⑩百姓												1				

特権が75名と、合わせて全体の約78パーセントを占めている。また、(1)には⑭、⑮以外、(4)には⑰～⑲以外のすべての身分が含まれており、献金者の多くが望んだのは、持高を知行とすることで得られる年貢免除と、衣服や家屋の建築といった身分表象上での特権であったと考えられる。

その一方、前述した高額献金者の内、特に⑩百姓・苗字ありの人びとについて、足軽格の「組拔並」や、士分にあたる「番外侍」の身分を獲得した者が20名中17名に登っていた。経営拡大だけではなく、百姓からの身分上昇を志向する人びとも、領内の社会階層のひとつとして確実に存在していたことをうかがうことができる。なお、「人数留」の記載者については、知行の「加増」や、すでに苗字を持つ人びとの存在からも明らかのように、表3で示したさまざまな褒美を重ねて獲得する人びとがいたと考えられるが、たとえば熊本藩で見られるような褒美の累進制〔三澤2006：155〕が存在したかどうかについては、今のところ不明である。

以上で指摘した献金者の性格や献金の目的については、「はじめに」で述べた仙台藩領での研究も含めて指摘されてきた、幕藩領主への献金行為に対する従来の歴史的評価を裏付けるものだともいえる。とはいえ、仙台藩での献金をそのような側面だけで評価できるのかどうかについて、次節では献金者個別の社会活動の内容を確認することでさらに検討したい。

2 「人数留」記載者の社会活動

「人数留」に記載された人びとのうち、天保4年凶作も含めた献金以外の社会活動や個別経営の状況についてある程度の概要を確認することが出来たのは、記載者252人のうち表4で示した38名（約15パーセント）であった。今後の史料発掘に待つべき部分も多いが、ひとまず現在判明する範囲でその全体的な動向を整理しておくことは、仙台藩領内の献金者を一つの社会階層として把握するために有効であると考えられる。以下、彼らの社会活動について確認してゆきたい。なお、本節で取りあげる人物については、氏名の前のかっこ内に表4の記載順を示し、典拠については注記のない限り表4の備考欄に記した文献に依っている。

なお、表4中の人物のうち<14>瑞川寺の献金で名前が挙げられている志田郡稲葉村の佐々木永助家については、18世紀中頃から幕末期にかけての藩への献金を同家の一次史料から時系列的に確認することが出来る。その内容をまとめた表5を手がかりに、表4に挙げた人々の社会活動の内容を整理してゆきたい。

(1) 大規模普請

佐々木家は、文化11年（1814）年2月、新田開発および荒所起返（耕作放棄地の再開発）のために金200両を、その後文政10年（1827）にも再び金200両を、居住地の周辺地域である志田郡北方の田畑開発と荒所起返、さらに新百姓取り立ての費用として献上している。

表4に挙げた人々の中にも、佐々木家と同様に藩による新田開発および耕地の再開発、さらには治水や街道の整備といった大規模な普請に献金するとともに、その政策主体となった人々が含まれている。〈7〉（鈴木）利吉の父・五平治〔文政7年（1824）没〕は、天明飢饉後に「廣大ニ亘り荒廢」した田畑の再開発により、「藩公」から田畑一町歩を「永久無年貢」で拝領していたという。

土地開発と密接な関係があると考えられる治水事業については、〈5〉相澤助三郎の父・善三郎が、志田郡北方大肝入として、文化5年(1808)から文政12年(1829)の間に度重なる水害にあった管轄地域の治水及び旱害に私費を投じていた。〈32〉渥美彦七も、文化年間に居村である寺崎(宮城県石巻市)周辺の灌漑事業をおこなったという。また〈6〉手代木亥吉は、文政5年(1822)8月の洪水によって流失した橋の架け替えを〈9〉伊東林之丞とともに出願して私費を投じるとともに、天保3年(1832)に「逆水防禦ノ工事」へ金150両を献上し、永々帯刀・麻上下を許されていた。栗原郡石越村(宮城県登米市)肝入であった小谷地八十郎は、同村の中沢喜曾右衛門らとともに藩へ願書を提出し、文政12年(1830)年より夏川の川幅拡張と浚渫を行い、天保4年(1833)年に夏川新川を落成させた。中沢喜曾右衛門については同年に金25両を献じたとあり、「人数留」に記された〈11〉喜曾右衛門の献金額と合致することから、〈12〉八十郎と同様、夏川開発に関わった同一人物か関係者だと考えられる。

以上の土地開発、治水については、天明飢饉で荒廃した領内農村の復興という意味合いがあったと考えられるが、そのすべてが成功裏に進んだわけではなかった。気仙郡今泉宿(岩手県陸前高田市)の検断記録には、次のような事例が紹介されている(注6)。同郡世田米村(岩手県住田町)では、文政13年(1830)春より同村組頭など四、五人の者を新田開発の「主立」として吟味したところ、「(磐井郡)東山・南部(藩)辺の者ども」から請負願いがあったため、彼らに人足6000人分の費用として金100両での普請を依頼した。ところが一向に作業は進まず、結局さらに2250人分の費用が必要となったという。記録者は「右様大普請請負いに任せし事不吟味なり」と批判し、このような「大普請」は主立が中心となり、当地の人間を雇わなければ出来ないと評している。地域外から土地開発に参入し、ある意味「食い物」にした人びとも存在していたのである。前述した人びとはこれとは逆に、それぞれの居住する村や地域に根ざし、住民と連携して開発を成功させていたと評価できよう。

なお、このような大規模普請については、天保4年から5年にかけての飢饉対策としても実施されている。「人数留」には、〈29〉勝又伝十郎が「荒所起返」を、〈33〉武内清六が、居村である牡鹿郡住吉村(宮城県石巻市)の土手普請を行ったことが記されている。また〈2〉柳原周右衛門は金穀の手当とともに、「窮民五百人ニ各々賃ヲ与」えて、「駅道ノ壊敗」を修理させていたという。さらに、〈8〉(松本)善右衛門は、藩領内により深刻な被害をもたらした天保7年(1836)から8年の飢饉[菊池1997:200-207]に際し、松山郷16か村の「窮民」1人あたり白米1升・醤油2合5勺を施与する一方、私費を投じて田地「三万苧」および「遠近放棄ノ田地」を、月々150人の「窮民」を使役して耕作し、彼らに賃金および米穀を給与している。善右衛門の活動は「他村に比し親子離散ノ惨状を免るるもの多かりし」と評価されているが、飢饉時には居村から離脱して都市へ流入し「非人」化した人々への対応が大きな問題となっていたという指摘[菊池1997:223-234]をふまえれば、一定度の妥当性をもつといえよう。彼らの活動は、住民への雇用確保とともに、居村からの離散と身分の転落を防止する機能をも果たしていたのであった。

(2) 備荒貯蓄への関わり

仙台藩領では、天明飢饉の経験、さらには文化4年(1807)以降に実施された人口増加策と

(表4)「人数留」記載者の人物比定

番号	記載順	郡村名・身分・名前	ランク	献金内容／美	備考【典拠】
<1>	1	(桃生郡)深谷大肝入・遠藤左寛	H	金500両指上／清酒150石永々無御役・村酒屋菅軒御免	酒造業【阿部 1973: 159-160】(※1)
<2>	2(143)	(桃生郡)深谷広瀬村・百姓・百姓大肝入格・(柳原)周右衛門	G	【記載2番】金300両指上／永々大肝入格・苗字共御免・柳原と名乗る事 【記載143番】金200両指上／持高より知行1貫文	酒造業【阿部 1973: 152-154】(※1)
<3>	8	(磐井郡東山)洪民村・百姓・菊地八郎太	D	初270俵・大豆30俵差上／知行1貫194文下され	【鎌田 1960: 31-34】(※2)
<4>	9	玉造・大肝入・遊佐甚之丞	E	金200両指上／永々苗字帯刀御免	安政4年「酒屋ニシテ…商人」(「北方御郡日記」伊達家文書『9、224～225頁※3])
<5>	11	志田郡北方大肝入・組拵並・相澤助三郎	E	金200両指上／永々村酒屋菅軒御免	酒造業【古川市 2001: 172-174】(※4)
<6>	12	(志田郡)三本木村南町・検断・手代木玄吉	B	金20両指上／知行持高より270文下され	【宮城県志田郡 1912: 666-668】(※6)
<7>	14	志田郡三本木村・肝入・利吉	A	金25両指上／永々屋号御免・木綿羽織地1反下され	鈴木氏【三本木町(宮城県): 304-307】(※6)
<8>	16	(同郡千石村)・百姓・善右衛門	A	金30両指上／永々屋号御免(15と並記)	松本氏【宮城県志田郡 1912: 723-724】(※5)、安政2年(1855)「古手清酒商」(※7)
<9>	27	志田郡・大肝入・伊東林之丞	B	金50両指上(旧家去冬額焼、其身困難をも不服)、知行持高より270文	【宮城県志田郡 1912: 666-668】(※5)
<10>	45	(栗原郡)武迫駕沢村・肝入・藤武正吉	C	初100石・大豆40石指上・旧屋敷などへ杉1万280本余り植立、右屋敷指上自分入料を以て開墾差上／永々帯刀・麻上下御免	【鶯沢町(宮城県) 1978: 772-803】(※8)
<11>	53	(栗原郡)石越村・肝入・喜曾右衛門	A	金25両指上／持高より知行125文ずつ下され(5ト連名)	【今村 1895: 24-25】(※9)
<12>	54	(栗原郡)三迫石越村)北郷・肝入・八十郎	A	金25両指上／持高より知行125文ずつ下され(5ト連名)	【今村 1895: 24-25】(※9)
<13>	65	名取郡南長谷村・百姓御金山下代並・渡邊吉兵衛	C	金100両差上／持高より知行500文	天和2年(1682)以降代々阿武隈川(ひらた)肝入、河岸開墾【桜井 1964: 64-76】(※10)
<14>	67	志田郡稲葉村・曹洞宗百姓並寺・瑞川寺	B	志田郡古川七日町百姓佐々木屋永助老母志願の寄進金50両を直々救助高に指上につぎ／知行250文	【佐々木屋一表参照】
<15>	93	名取郡北方湯元村・百姓・勘三郎	B	初40石・米16石余調達／持高より知行300文	佐藤氏、仙台藩御山守、秋保温泉湯守、温泉宿経営【秋保町 1975: 239-258】(※11)、[高橋 2005: 57-81] (※12)
<16>	95	遠田郡北清村住居・出入司支配組拵並兼田後蔵枹地高指引人・福蔵	E	金200両指上／永々村酒屋1軒御免	【鎌田家／天明5年(1785)足軽小人組拵並、天保5年(1834)清酒屋免許、同10年味噌醬油醸造】(小牛町 1970: 585-600) (※13)
<17>	98	(栗原郡)三迫金成町・百姓・新作	B	金7両2歩・玄米55石・白米4石5斗差上／持高より知行575文	菅原氏「商機を察する神の如く、終身一敗を取らず」【栗原郡教育会 1918: 373-374】(※14)
<18>	102	(桃生)深谷前谷地村・百姓・善右衛門	G	米300石・穀1000貫文指上、文政12年より願の上向寄の御林へ杉檜苗木30万4650本自分入料にて植立指上／持高より知行2貫500文・永々大肝入格・村酒屋1軒御免	酒造業、天保年間田地18町歩所持【斎藤報恩会 1928: 7-28】(※15)
<19>	148	気仙郡田茂山村・大肝入格・水笠慶治	E	金200両指上、妻子共に永々綿細着用御免・持高より知行500文	「金豪を以て近郷に聞こゆ」【気仙郡教育会 1910: 191】(※16)
<20>	149	(気仙郡)立根村・肝入・千葉甚作	F	金250両指上／妻子共に綿細着用御免・持高より知行750文	【気仙郡教育会 1910: 67-68】(※16、本文参照)
<21>	159	(気仙郡)綾里村・与頭・仁蔵	B	金50両調達／永々麻上下御免(157と連名)	網元・廻船商【細井 1965: 50-64】(※17)
<22>	195	(磐井郡)鳥海村・肝入・伊藤多助	C	初200俵調達／知行625文	【鎌田 1960: 31-34】(※2)
<23>	203	上伊沢(胆沢)水沢町・百姓・七平	A	金20両指上／永々屋号御免	穀田屋、天明6年水沢町他領出漁網仲買人(水沢市史刊行会 1982: 1-34) (※18)、安政2年「網屋」(※7)

(表5) 志田郡稲葉村古川七日町・佐々木永助家の献金

年月	名前	金額	内容	褒美	内願
明和4年(1767)	志田郡稲葉村御百姓・佐々木与市	金172切	御行当につき	永々苗字御免、持高の内500文素年貢になし(同年8月)	○
天明4年(1784)	稲葉村御百姓・佐々木与市	(金子指上)	御逼迫につき	持高の内知行500文下し置かれ、持来る高と合わせ750文の高に(同年10月11日)	
天明6年(1786)	志田郡稲葉村百姓・古川町御判肝入・佐々木与平	(銀札・銭指上)	御逼迫につき	帯刀・麻上下・妻子共二綿布木綿合羽御免(同年5月17日)	
文化11年(1814)2月	志田郡稲葉(村)百姓・佐々木永助	金200両	志田郡貧民為御赦之金、並びに老母多年心懸候文銭等相備え	持高之内知行500文被下、大肝入格に被成置	
		金50両	同郡難渋百姓へ自分手当		
文化11年(1814)2月	志田郡古川町百姓大肝入格・佐々木永助	金200両指上	新田開発・荒所起返方へ御入料金	永々諸役諸郡役町役共二御免、絹袖3反下され	
		初500俵	貧民救しめ村備方へ初500俵相備・土蔵も建方せしめ(永助母の心掛)		
		衫2000本	御蔵場廻へ植立一式自分入料の仕渡(永助母の心掛)		
文政7年(1824)5月	志田郡稲葉村御百姓・佐々木永助	金100両指上	御郡備金、御百姓の内馬所持不仕者へ馬代金、困難の者足合にもなされたく		無志願
文政8年(1825)9月	志田郡古川町百姓大肝入格・佐々木永助	金100両指上	志田郡北方御郡備、追々段々難渋の御百姓共へ御与えなされたく	帯刀麻上下、妻子共に綿布木綿合羽着用永々御免	
		寛永銭100貫文指上	老母75歳心掛、御郡御用立のため御城下に御備下されたく		
文政10年(1827)8月	志田郡稲葉村古川町大肝入格・佐々木永助	金200両指上	志田郡北方田畑開発・荒所起返方、新御百姓被相附御入料へ足合		
文政12年(1829)	志田郡稲葉村古川町御百姓大肝入格・佐々木永助	金100両指上	志田郡南北村々の内、去秋中の水損にて立ち続き難き極難御百姓共御救方へ御足合として		無志願
天保5年(1833)4月	(志田郡稲葉村曹洞宗百姓並寺・瑞川寺)	(金50両)	(志田郡古川七日町百姓佐々木屋永助老母志願の寄進金を直々救助高に指上)	(知行として持高・抱地高合わせ250文下され)	
天保7年(1836)			志田郡村々困難の者へ穀物など自分手当	棧留地1反下され	
天保8年(1837)2月	志田郡稲葉村大肝入格・佐々木永(助)	金350両調達	去年大不作につき志田郡北方村々困難の百姓共御救へ金250両、味噌醤油取合金100両へ50両足合350両献上	御郡奉行支配郷土持、持高25文、住居75文取合知行100文(天保8年11月4日)	
天保8年(1837)7月	志田郡稲葉村御郡奉行様御直支配大肝入格・佐々木永助	金50両	上記に加え、百姓病難之者多数相出につき、御救助方へ		
天保12年(1841)3月	志田郡稲葉村古川七日町御住居佐々木永助様御抱地高指引人	金250両献金	御財用方(荒所起返方御入料足合として)	一宿一軒同様清酒150石造、他郡商売共永々御免(天保12年6月)	○

(典拠)「稲葉村大肝入佐々木永助当家秘蔵録」(『古川市史』第3巻史料Ⅱ所収)

としての「赤子養育仕法」との関連で、各地に貯穀蔵が建設されていったとされる〔菊池 1999 : 60-66〕。佐々木永助家も、前述した文化11年2月の新田開発への献金とあわせ、永助の母(渋谷)その「心掛」として初500俵を村備のため供出し、その保管庫となる土蔵の建築をも行ったという。

表4の中では、〈37〉磐井郡天狗田村(岩手県一関市)・菊地五郎兵衛が、文化10年(1813)の不作に際して、天明4年(飢饉年)以来毎年3石ずつ備蓄してきた初を、同村および同郡築館村(同前)の夫食米として1人当たり1斗5升ずつ支給するとともに、初87石をその備蔵とともに藩に寄付し、文化12年4月に木綿羽織地3反と、「其身一生苗字御免」の褒賞を受けていた〔大東町 1982 : 561-562〕。〈10〉蘇武正吉は、肝入と合わせて「赤子養育方制道役」も勤めていたが、文政6年(1823)に居村の鶯沢村に初250石を備える貯穀蔵を自分入用にて建設している。また前述した〈8〉(松本)善右衛門は、天保元年(1830)に松山町(宮城県大崎市)の貧民救助のため初75石を備荒貯蓄に供出し、同村組頭に保管の任をあたらせており、その功で藩主から屋号を許可されている。天保飢饉後の動向としては、〈16〉福蔵の抱主である遠田郡北浦村(宮城県美里町)の鎌田俊蔵が、嘉永元年(1848)同村および近隣の牛飼村、南小牛田村(同前)に9か所の備荒倉を設置し、それぞれ初800石ずつを配置している。通称「鎌田初」と呼ばれたこの備蓄初は、

昭和9年(1934)の恩賜郷蔵にまで引き継がれたという。

文化年間に端を発する仙台藩の救荒システムについては、その担い手や実態についていまだ不明な点が多いとされる〔菊池 1999 : 66〕。本稿での事例は断片的ではあるが、「人数留」に記載されている人々がその主体的な担い手となっていた可能性を示唆するものだといえよう。なお佐々木家は文政7年(1824)5月には「御百姓之内馬所持不仕者」への馬代金の助成として、翌8年9月にも「段々難渋之御百姓共」への支給のための「郡備金」(郡方の入用金)としてそれぞれ金100両を献上している。また(2)柳原周右衛門が、天保13年(1842)に数十匹の馬を自費で購入し、桃生郡広瀨宿(宮城県石巻市)および小野宿(宮城県東松島市)の「貧者」に伝馬を行かせたという。貯穀や郡備金の供出も含め、百姓の生命や生業維持のための社会活動の中心的な担い手として積極的に活動していたのである。

(3) 植林

表4に登場する人びとの活動の特徴として、植林への関わりの多さを指摘できる。仙台藩においては、いわゆる一般の山林のほか、「居久根」とよばれる屋敷林についても「山」ないし「林」として把握される〔北上町 2005 : 384〕が、このいずれに対する植林の事例を確認することができる。佐々木家の場合、前述した貯穀蔵の建設に際して、その周囲に杉2000本の植え付けを行っているが、「人数留」にも、前述した(18)(斎藤)善右衛門に加え、(10)蘇武正吉が「旧屋敷(地)」へ杉1万280本を自分入料で植林して献上していたことが、天保4年凶作への献金と合わせて記されている。このほかの「人数留」記載者の植林については、(15)(佐藤)勘三郎が、寛政11年(1799)年に持高中の「永荒地」へ杉苗2万2050本を植林して献上した(注7)のがもっとも早い事例である。さらに(20)千葉甚作は、天保5年(1834)6月、「窮民御救」のため郡備金200両と合わせ、居久根山に杉苗3万1600本を植林して藩に献上していた。

18世紀末から19世紀初めにかけての植林の展開に関して、当該期の仙台藩領では山林の荒廃が社会問題のひとつとなっていた。前述した仙台藩士・荒井東吾は、天保5年(1834)5月と6月に相次いで「上書」による藩への献策を行っているが(注8)、5月上書では領内各地の河川で「山林御伐荒し」のため土砂が流れ込み川底が上昇し、藩の普請方役人に「巧者」がないため少々の出水で田畑への冠水と落橋が繰り返され、「民間」は間断なく「農事之節」まで普請に動員されるばかりか、普請用材の確保のため山林がさらに「伐荒」となると指摘している。また6月上書では神社仏閣および「四民家作之奢り」や「日用之木炭に至るまで焚る所の材木」と、領内全般での建築用材と燃料としての材木消費が山林荒廃の原因であり、「驕々敷作事」の禁止と屋敷廻りへの杉・栗の植林、「霊地之神社」以外の廃止、「飲食奢」による木炭消費を抑制して藩主体での「山林繁茂之御世話」を主張したのである。

荒井の上書の主眼は藩の山林行政機構の改革であったが、ここでは表4中の人々による植林との関係に絞って考察したい。荒井は6月上書の末尾で、山林が荒廃する原因として前述の点に加え「当時まで山林も一方之御財用ニ御指向」ること、すなわち藩が山林資源を大きな財源としていることを挙げ、その復興を優先させるため利用を控えるよう提言している。ここから考えれば、領民からの山林献上は、重要な財政基盤として山林資源を位置づける藩に対し、その復興に私費を投じて貢献することで、藩政機構への接近を図ろうとする側面もあっただろう。しかし、それ

以上に注目すべきなのは、山林の復興が農政上の重要な政策課題として認識されていたことである。藩や民間による過剰な山林利用による荒廃によって頻発する洪水による田地の荒廃に加え、その復興のための普請への動員が、一般領民の農業経営に悪影響を及ぼしていた。このことは、(I) で述べた新田開発や荒地復興の成否にも関わる重大な問題であり、だからこそ領民は自ら山林復興に積極的に取り組んだのである。

耕地の開発が荒廃した耕地の回復のための直接的な対処だとすれば、植林は長期的な視野に立った生業環境の整備という評価が可能である(注9)。「人数留」記載者の中で植林に関わった人びとは、荒井の提言に先立ち、各地で自ら主体となって生業環境の保全に取り組んでいたのである。

(4) 地域産業の振興

佐々木家の事例からは確認できなかったが、表4には以上の点に加え、手工業や商品作物の導入といった地域産業の振興に関わった人びとも含まれている。

(25) 大場東三郎については、同一人物ないし一族の可能性が高い鬼首村肝入・大場藤右衛門(東右衛門)が、文化3年(1806)から翌年にかけて椀座の設立願いを出し、同14年には信州飯田から木地挽職人を招いて漆器業を起こしている。天保飢饉時には「諸職人散乱」となったが、その後弘化3年(1846)5月には、同人の子供藤右衛門や周辺村落の肝入からの願いにより、同村産の家具および漆器類の藩領内への「勝手次第売捌」が行われることとなった(注10)。文化年間の動向は「御国産開」、すなわち藩専売制の一環であったようだが、大場家は一連の過程に於いて「委細心得居」る者として位置づけられる一方、残った職人の「存分仕出」による販売を通じて、地域利益の実現を図っていたのである。

地域社会と有力者との関係という点では、前述した(37) 菊池五郎兵衛家の事例[鎌田1960: 31-34]が注目される。文政6年(1823)年、同家および磐井郡鳥海村(岩手県一関市)・伊東太輔((22) 伊藤多助と同一人物であろう)、渋民村(同前)・八郎太((3) 菊地八郎太家と思われる)、長坂村(同前)六郎兵衛の各家は、各村々肝入とともに磐井郡東山北方村々において楮植立方、紙仕入方の仕入金を藩から調達(借用)した。さらに、土地柄により楮の育たない村方に対する4年間の桑木植方調達金として、菊池五郎兵衛は金100両、伊東は175両を指し上げ、両家とも「永々苗字御免」となっている。その後文政9年(1826)6月、五郎兵衛78歳の時に「生祠」が建設されたという(注11)。地域全体の産業育成を計ろうとする動きの中で、生き神として祭られるほどの名望を獲得する人物も現れていたのである。

以上、表4の人物の社会活動を4点にまとめて確認してきた。当然、このような活動を行う上の前提の一つとして、各家の個別経営の内容が問題となろうが、史料的な制約および紙幅の関係から表4の備考欄に判明する範囲で記すにとどめた。ここからでも村役人、草分百姓など近世初期からの家柄、さらには18世紀以降、地主や金融業や酒造、紅花・煙草・海産物など藩領内の特産物取引、河川舟運及び海運業に関わって経営を拡大したと考えられる家が多いことが分かる(注12)。本節で検討した社会活動についても、18世紀末より藩領各地で同様の政治活動を行う者が確認されるということ自体、藩政策との関わりで展開された可能性を示唆するものではある。とはいえ、献金者の一連の活動が地域社会の危機を契機に始まり、その活動によって地域住民の生

命の危機を救い、生業維持に貢献したことで一定度の支持を受けていた側面もうかがえる。そのことからすれば、特に表4の献金者の行動については、18世紀後半以降の列島社会各地に登場した、政治との関わりで地域社会を認識し政治参加を模索した「地域リーダー」〔平川 1995：113-148〕のひとつのあり方として評価出来るのではないか。籠橋氏が指摘した18世紀後半の藩中間支配機構の動向〔籠橋 2006：113-148〕や、仙台藩領における備荒貯蓄の展開が宝暦飢饉を画期に藩＝公儀の御救から地域の行財政的な危機管理へと移行してゆくとの菊池勇夫氏の見通し〔菊池 1999：67〕をふまえ、表4の人々によって行われた社会活動を評価するならば、仙台藩領では19世紀に入り、危機管理も含めた行政の全体について地域側が積極的な担い手となっていたこと、また断片的な事例からではあるが、その際に複数の担い手が連携する動きも見られることから、個人レベルではなく集団として主体的に取り組む状況が生まれていたと評価できよう。

とはいえ、本節の冒頭で述べたように、ここで明らかになったのは主として100両単位での献金を行った人びとの動向であり、献金者の大部分を占める50両（50石）以下の献金者も含めた献金の動機についてはさらに別の角度から検討する必要がある。この点を明らかにするため、次節では献金者と藩および地域社会との関係について、献金行為をめぐる社会関係の解明という点を意識しつつ考察してみたい。

3 献金をめぐる藩・地域社会の認識

(1) 仙台藩士の認識

献金を受ける側である18世紀半ば以降の仙台藩官僚層の認識として、同藩の寛政改革に実務官僚として関わった、仙台藩の中級武士・玉虫十蔵が、天明4年（1784）に記した藩政への意見書「仁政篇」（注13）において、献金に対する売禄の廃止を主張したことがすでに指摘されている〔難波 1973：3-6〕。「御貸上金」の返済のための「田畑又ハ扶持方」の給付や「志願金と称し調達之金高に応じ、百姓体其身田畑作り取」と、献金の見返りに年貢を免除することで「莫大潰」となり、藩士に支給する俸禄が不足する原因になっているというのがその理由であった。その一方、玉虫はこれに続く部分で献金の必要性も主張していた。これについてはJ. F. モリス氏の指摘があるが〔モリス 2006：12〕、ここでは改めて史料からその内容を確認しておこう。

…元来御分領中之諸民は皆御国之人に御座候得は、御貸上と申銘義、先以有之間敷義ニ御座候、公儀ニ而ハ天下富有之者共有金被相調、御帳付きに罷成、直々其持主江被相渡置、臨時御用之節ハ被召上候由承及申候、乍憚天下之良法と奉存候、於御国も右御趣法被相行、御分領中豪家之民分限吟味有之、有金被相調、一字御帳付きに被成置、直々其持主江被相渡、猶更倍合仕候被仰渡、十ヶ年ニ一兩度宛も惣調被仰付、右御常式御用に被相用候而は、必服し申間敷候間、不時之御物入有之節、御用立候様被成置候へは、御領分之金銭は不残 上之御用金に罷成、金主々々も御用金相廻し倍合仕と申、銘々罷成候得は、返済取立なども丈夫に罷成、何れも出精吟味倍合仕候義と奉存候…

仙台藩領内の「諸民」はすべて「御国之人」であるのだから、そのなかの「豪家之民」の資産も藩のものであるとの論理を主張している。その上で、「公儀」の「天下之良法」にならい、彼らの

経営規模と資産を調査・記録してすべて「御帳付」とし、それを「御用金」として「倍合」（運用）させ、10年に1、2度程度調査するように述べている。一方、その使途については「御常式」、すなわち通常の藩財政に無秩序に用いるのではなく、「不時之御物入」に限定するとの条件も付けていたのであった。ここに続く部分では、「御貸上」は単なる貸借であり「君臣之名分不相立」と批判している。

この主張の背景には、「人数留」の記載者とも重なり合うような、18世紀中頃以降に領内各地域に資産家としての性格を持つ人びとが出現してくる状況があったと考えられる。玉虫が「天下之良法」として挙げているのは、その内容から天明3年（1783）に幕府（田沼政権）が大坂町奉行所を通じて大坂両替商を指定し、その資金を御用金として運用させて大名金融を行う一方、幕府は利足収入を確保するという御用金政策を指すと考えられる〔賀川 1994：43-45〕〔藤田 2007：143-145〕。玉虫は幕府（田沼政権）の政策をモデルに、「豪家之民」による経済活動自体を積極的に活用して藩財政に必要な資金を確保しようとしていたのである。仙台藩では近世後期に城下町商人を「御為替組」や「融通組」に編成して御用金の調達を行わせており〔仙台市役所 1954：446〕、これを玉虫の献策の直接的な延長上に位置づけることが可能であろう。一方、本稿で対象とする献金に関して、表5の佐々木永助家の事例を改めて確認すると、明和および天明期の献金の理由が「御逼迫」・「御行当」と抽象的な記述にとどまっているのに対し、化政期の献金では大規模普請や危機管理といった目的が明記されている。目的を明確化して地域側の資産を活用するという点も、玉虫の意見と共通点を見いだすことが出来る。

その一方、藩がその強制力を発揮して献金を徴収する事例も見られる。「人数留」記載者の事例ではないが、気仙郡今泉宿検断の記録（注14）には、天保7年（1836）年凶作への献金をめぐる事情が示されている。同年11月初め、「御上様難渋」に際し、気仙郡猪川村（岩手県大船渡市）大肝入格・鈴木理兵衛（注15）は〈19〉水野慶治および〈20〉千葉甚作とともに城下に呼び出され、仙台藩奉行（家老）以下の役人衆から金3万両の献金を要求された。これを拒否したところ「日数三十日程」城下に留められ、5000両を献金することで同月25日ようやく帰村が許されたという。一方、佐々木永助家は、天保15年（1844）9月18日、藩から「去春中」より「手元に無之候ハ、余方より手配」しても調達するよう命じられていた金500両（使途は不明）について、「天保四年以来連々不如意」を理由に減額を願い出ている。これらの事例における藩の強制力についても、玉虫の献策の前提として主張された、「豪家之民」の「有金」は「御国」のものであるという論理が突出して現れたものだとも考えられるのである。

それでは、少額の献金者が多いことについての要因は、藩が強制力を背景に徹底して資金を調達したということでのみ説明できるのだろうか。そのことをさらに検討するため、次に地域側の献金に対する認識について見てゆくことにしたい。

（2）地域社会側の認識

これまでいくつかの事例を引用してきた気仙郡今泉宿の検断記録には、〈19〉水野慶治が文政8年（1826）に行った金300両の献金についての評価が記されている（注16）。長文になるため要点のみを示すと次の通りである。

①百姓は私欲にこだわらず働き、年貢諸役の上納や衣食住ばかりを心がけ、農事を怠らなけれ

ば「五百、千の金々」を持つことが出来る。それでも金銭を「千金」に増やしたいならば「御上様」(藩主)に「調達」すべきである。これは金銭を「天に上げ奉る理」であり、その家は「長久」する。

②気仙郡では「私欲に拘り千万の金銭を持ちし人」でも、「五十年の内」に「極困窮」となった家が多い。しかし明和(1764～72)以前に「御上様」に献金し困窮に至ったが、その功で藩士に取り立てられ「子孫長久」している家もある。水野は献金の功により文政11年(1828)城下にて「屋形様」(藩主)へ御目見得を仰せ付けられているが、これは「三百両に過ぎし」名誉である。

③このような「理」を知らないのは「愚知無知」にて金銭を役立てることを知らない「私欲一筋」の行為である。人が死ねば金銭はやがては他人の物となるのだから、用立てなければ「無用」である。「御上様」に献金した人びとは「名を満天に上げ」たのであり、これこそ「私欲にあらず天下へ勤る理」である。

献金をすれば藩主への拝謁が叶うばかりか、その結果困窮しても藩士として家の存続を保証される名誉が得られること、金銭は貯蓄するのではなく散財することに意義があるとして、積極的な献金の実行を主張する興味深い内容である。もちろん、この記述の背景には、気仙郡において、記録者が考えるところの「私欲」に走って経営を拡大し、資産を蓄積する人びとが多く存在していたことを示していよう。今泉宿検断の主張はそのような状況に対し、藩主や藩の権威を利用して偏在する富を地域社会に還元させようとする発想に基づくものだといえよう。

このような意見は、藩内の他地域でも見ることが出来る。志田郡沖稲葉村(宮城県大崎市)の肝入記録(注17)には、天保9年(1838)の「去々年大不作」に対する御救助方への資金確保に関する3か条の意見が記されている。

①一御領内折々御百姓之内屋号御免ニ無之者共、内々諸品売仕切等江屋号相付取遣候者数多在之事々相聞得申候間、右様之分敵ニ御手入、早速被相留、志願御免之者ニ限り相付居候様被成下、御行違を以売仕切等江屋号相付取遣候者、脇より相頭、訴人相出候ハハ、分限ニ応過料被仰付、右過料金半高訴人江被下置、半高被召上候様被仰出、尤も目印と名付、看板野簾等相出居候者迄も被相留候ハハ、乍程志願調達人も相出可申哉ニ奉存候、目印之ためニ計相出申度者も候ハハ、縦令ハ面々家業之品を看板ニ相出候か、又ハ面々勝手之放印相出候而も相分不申、屋号御免之志願仕候者ハ多分町場之者ニ而、右様ニも不被成下候而ハ、是迄志願御免被成下候御趣意之程も相至不申様ニも可罷成哉ニ奉存候、

②一御田地取仕付御百姓為立続候義、此節之義ニ御座候間、可成相続之者共成丈ヶ金石持出候而も、御上下之ためニ罷成候義を奉勘弁難成義、右様之者稀ニ外有御座間敷、御田地取仕付方制道被仰付候ハハ、志願ニ不拘制道可仕義ニ御座候へ共、面々子孫之ため左様ニも疾と申除、取進申候ハハ如何ニ可有御座哉、只々金穀為持出可申様も無御座者ハ速、立戻御吟味も容易之義ニ有間敷哉と奉存候、

③一在々御百姓盗難除之為、板又ハ簀戸之平門相立申度者共不少有之御座候哉ニ奉存候間、門之望ニ寄調達為仕、為相建候様被成下、右門速も御免ニ無之候者相建候義難成訳ニ一統江被仰渡候ハハ、可然哉ニ奉存候、(番号・傍線部筆者)

この願書は作成者及び宛名の記載がなく、実際に提出されたものであったかは不明である。しかし、献金の対象となる社会活動の範囲をより拡大しようとする意識が伺える。①では領内百姓の間で広がっていた無許可での屋号使用に加え「目印」と称して看板などを出す行為を規制し、いずれも献金による「志願」で得られる特権とすべきことを述べている。後半部分では特に町場で献金により屋号を獲得した者と無許可の者が混在する状況が発生しており、肝入は藩が前者に求めた献金の論理との整合性を問題にしている。関連して③では村方で「盗難除」を理由に広がっていたという門の建築について献金に対する「志願」に含めることが主張されるのである。この背景には、一般百姓との差別化を図るもっとも手近な手段として屋号や家屋建築が位置づけられる状況があったと考えられる。これをふまえ、沖稻葉村肝入は藩の規制を根拠に屋号の名乗りを規制し、献金獲得の手段として位置づけようとしたのである。一方、②では飢饉による田地復興に「可成相続之者」が出金や政策主体として行動することを当然の前提としつつ、さらに「子孫のため」という論理を打ち出し、「只々金穀為持出可申様も無御座者」といった出資をためらう者へ献上をうながそうとしていたのである。

ここでは気仙郡今泉村の事例から進み、献金の見返りとして得られる特権の範囲をより一般的な領民の生活で手の届く範囲の活動にまで拡大することで、富の社会還元をさらに積極的に進めようとしていたことがわかる。気仙郡の事例と合わせて考えれば、「人数留」中で少額の献金者が多数を占める理由として、藩による強制力や、特権確保を通じて藩と結びつき経営拡大をめざしたという献金者の意図だけではなく、藩領全体内の村役人や一般の人々に献金を富の再分配の手段とする認識が広く共有され、彼らにより献金対象となる社会活動の範囲が拡大された結果であると指摘できよう。領内の一般住民、およびその意向を受けた村役人は、当該期における社会格差の発生を問題視する一方、その中で富を蓄積した人々の社会経済的な活動が、雇用の創出や市場の活性化をもたらすといった地域社会のなかで果たしている積極的な役割も現実的に評価していた。そのバランスを図った結果として生まれたのが、藩が領民に求める献金を積極的に活用し、地域社会に還元させるためのシステムとしてとらえ返すことであった。前述した藩役人による強制的な献金の徴収も、一面ではこのような地域社会側に存在する合意を前提とするものであり、化政期以後の献金について、藩領内での公益活動を目的として明示するようになっていたのも、地域側の要望に基づくものだったといえるのではないだろうか。

もちろん、このように評価する場合、献金徴収の主体となる藩による地域社会への「還元」が実際に機能していたのかを検証する必要がある。これについて一例を挙げれば、本稿で取り上げている天保4年凶作に際し、気仙郡では翌5年春に金2000両ほどが献金により調達されており、そのうち300両が「貧民御手当」のための道筋普請の賃銭や飯米にあてられ（注18）、「他郡」で集められた穀物1万石が石巻御蔵に納められたという（注19）。献金が実際に御救普請や備蓄米の確保に用いられていたことは確実であり、熊本藩と同様に救済システムとしての機能を一定程度果たしていたといえる。さらに付け加えれば、このような形で詳細な情報が地域社会の側に残されること自体、地域社会の側が献上された金穀の用途に強い関心を示していたことを裏付けるものだと考えられる。

19世紀の仙台藩では、このような状況の中で、地域社会から取り集めた資金や米穀を運用する

必要に迫られていた。献金の主体となった人々やそれを注視する一般の領民と藩政機構との間には、一定度の緊張関係が存在していたのである。

(3) 献金者の動向—仙台藩「郷士」身分をめぐる

以上のような藩側と地域社会双方の中で、献金を行う人々自身は、自らの存在をどのように社会の中に位置づけていったのだろうか。本稿の最後に、献金で獲得できる最上位の身分の一つである「郷士」身分の問題を検討することで、幕末期仙台藩政における献金行為および献金者の果たした役割について展望することにした。

前述したように、仙台藩では天保8年(1837)年に深刻な飢饉状況に直面し、献金を募っていたが、その褒美の内容について藩内では次のようなやりとりがなされていた(注20)。

(前略)

一御救助方江調達を以、郷士ニ御取立被成下度由在之者、向々相聞得候処、御取立御吟味被成下候ハ、在々住居組抜之者よりハ何程、百姓よりハ何程調達金指上候ハ、御許容被成下哉、金高共内窺被仰付度候、右郷士と申銘目之者、御領内ニ而承及不申、御取扱振押格可申達様無御座候処、御知行御扶持方元来より被下置者ハ、格別新ニ頂戴仕度と申訳ニも無之、詰リハ士之身分ニ被成下候迄ニ而、身分ニ付 上江御奉公込も不仕、農民并町場住居之者、農事商売等其身爾来之職業を勝手ニ仕居候而、士之身分ニ成居度との訳と相聞得候処、金高次第御吟味被成下へく哉、被仰渡様仕度、此段相窺申候、以上、

五月廿四日

菅井三郎太夫

右之通申聞、令承知、①組抜より郷士格ニハ、五百両程ニ而御吟味被成下、②身分并人別改等ヲ始、我等共支配取扱、③是まで之持高ハ高指引人相立為取扱、④勿論常々ニハ無勤ニ而罷在候而も、御軍用之節ハ、夫々之御奉公も可為仕由、御奉行衆より被仰渡置候間、其心得首尾可有之候、以上、

五月廿七日

小 新治 (番号・傍線筆者)

これは藩領北部に位置する中奥郡の郡奉行と思われる菅井三郎太夫から、出入司(勘定奉行)の小松新治へ出された伺書である。ここからは、地域側で「郷士」身分を求める人々が多く現れており、身分獲得に必要な献金額について多くの伺いがあったことが分かる。さらに注目されるのは、仙台藩には天保8年以前には「郷士」なる身分は存在しなかったとされていることである(注21)。藩側では「郷士」身分を求める者は「身分ニ付上江の御奉公」はせず、以前からの「農事商売」を行いながら「士之身分」となることを求めていると、単に格式や権威を確保することが目的だったととらえていた。これに対し、同月27日に奉行衆(家老)から出入司への仰せ渡しとして、①足軽格の「組抜並」から「郷士」への取立は金500両を基準額とする。②「郷士」は出入司支配に組み入れる。③「郷士」取立の献金者が行っていた百姓経営は「高指引人」へ分離することと合わせ、④「常々ニハ無勤ニ而罷在候而も、御軍用之節ハ、夫々之御奉公も可為仕由」と、非常時における軍役への従事を条件としたのであった。

献金に依存し飢饉対策を進める藩側に対し、献金者はその対価として、軍役を負わない名目のみの武士だという「郷士」なる身分を作り出し、自家を権威付けようとしていた。地域側による武士身分の相対化により藩の身分制度が揺さぶられる中、藩側が苦肉の策として生み出したのが、

献金者側から提示された「郷士」身分の制度化であった。仙台藩「郷士」身分は、天保飢饉の献金をめぐる藩と地域社会との緊張関係を通じて生み出された歴史的な存在だったのである（注22）。「郷士」への軍役賦課は、単に表象としての身分を求める人々に対して、生命に関わる役負担を義務化することで、身分の流動化を阻止する意図があったと考えられる。しかし、「郷士」の制度化は、結果として仙台藩領内の人々に、第二章で見たような地方行政や産業など経済面に加え、地域に居住しながら軍事面でも藩の政策に関与する正当性を生み出す契機となったのである。

このことをふまえ、改めて表4中の人びとの動向を確認すると、天保8年（1837）以降に本人ないし一族が「郷士」となった事例が確認される。表5の佐々木家のほか、〈18〉（斎藤）善右衛門（注23）、〈22〉伊藤多助（天保12年）、〈29〉勝又伝十郎（同年）、〈25〉大場東三郎（同14年）（注24）、〈16〉福蔵の抱主である鎌田俊蔵（弘化年間）および〈19〉水野慶治（万延元年「上士」）の6家であった。彼らの中には実際に軍役に関わっている者がおり注目される。水野慶治の倅甚右衛門は、安政5年（1858）、気仙郡綾里村にあった異国船番所に大砲を献上し、藩の指示があれば自ら指揮して異国船の打ち払いにあたる旨の願書を提出している（注25）。さらに甚右衛門の孫・尚孝は戊辰戦争に参加し負傷したというが、このほかにも（斎藤）善右衛門の子善次右衛門（注26）、（勝又）伝十郎の子伝四良、（伊東）太輔の子・茂輔および〈15〉（佐藤）勘三郎の5家が戊辰戦争に際して出兵し、善次右衛門と伝四良の両名は戦死している。天保末年からの対外情勢や開国後の社会状況により、「郷士」が実際に軍役へ動員される可能性が高まる中で、それでも「郷士」身分を獲得した人びとは、自らの生命を危険にさらしても藩に対し士分として積極的な役割を果たそうとしていたのであった。この点は藩と幕府という対象の違いはあれ、幕末の浪士組に参集した人々の政治意識との共通点を見いだすことも可能であろう（注27）

その一方、武力を行使しうる身分への上昇を果たした後も、それ以前の地域社会での経験をストレートに生かして藩政に貢献しようとする事例も見られる。「郷士」の事例ではないが、安政7年（1860）2月、御郡奉行支配組抜並・小山七左衛門幸道は、領内における金融不安の解消策として、藩財政の中心であった江戸廻米の増産による「御国益」確保をめざし、稲の選種や苗代の作成、水田の管理方法など17か条におよぶ「耕耘仕法」を献策している（注28）。彼は「人数留」に記された献金で「御郡奉行支配組抜並」の身分を獲得した〈36〉小山七郎左衛門の関係者とみてよいだろう。

安政年間以降の仙台藩政は、洋式軍制の導入を中心に軍備充実を目指した仙台藩安政改革が、その基盤となる財政改革に際し財政再建を重視する蔵元商人中井家との意見対立や領内の経済的混乱を背景に台頭した藩内の反対派により万延元年（1860）に頓挫し、以後「国益」充実を優先する財政再建路線が敷かれていくとされる（注29）。献金者層の動向には、この二つの路線が象徴的に現れていることが注目される。献金の結果、藩の軍事面へも含め藩政に関与できる契機が生まれたとはいえ、献金者の対応は一様ではなかった。さらに、その契機となった献金行為が、地域側から一定度の規定をうけていたことをふまえるならば、以上の献金者の対応は、彼らと地域との関わりの中で選択されたものであったとも考えられる。幕末期の仙台藩は、献金者および献金者を通じて表明される地域側の藩政に対する多様な意見に直面しつつ、その政策運営にあたる必要に迫られたのである。

おわりに

以上、本稿では天保4～5年飢饉時の献金を手がかりに、19世紀仙台藩領における献金の全体的な動向について考察してきた。この時期の仙台藩領における献金は、100両単位で金銭を納めるほどの資産を獲得し、地域運営の面でも中心として活動していた地域有力者だけではなく、少額ではあっても、蓄えた資産を手持の耕作地の知行地化や苗字・帯刀などの身分表象の獲得に当てようとする、より広範な人々の存在によって支えられていたのである。一方、献金行為については献金者自身の特権確保や身分上昇への欲求や、財政難への対処を求められた藩政機構側の事情だけではなく、両者の思惑を巧みに利用して富を地域社会に還元させようとする一般領民の意識や動向に規定されていたことが確認された。献金者の立場からすれば、献金行為は藩に加え地域社会からも規定を受けるものであり、三者の関係の中で、献金は富の再分配システムとして一定度の機能を果たしていたのである。このような動向については、「はじめに」で述べた萩藩や熊本藩での動向と共通するものであり、本稿での分析結果は、特に18世紀後半以降の幕藩領主への献金をめぐる社会関係としてある程度一般化できるのではないだろうか。

もちろん、献金の結果として献金者に与えられた様々な特権により、特に経営面において献金者と一般住民との格差が固定化される可能性はあった。しかし19世紀の仙台藩では、献金による藩機構を通じた富の還元という発想が地域側に存在し、その中で献金者の社会的行動に対する注目もさらに高まったと考えられる。献金者の立場からすれば、地域運営への直接的な関与に加え、献金行為自体も藩政への関心を高める契機となった。さらに献金による特権を行使することで軍事面も含めた藩政全般に関与することが可能になったのである。19世紀仙台藩の政治過程の基調については、従来明らかにされてきた藩機構内部の路線対立や、財政再建策の中で発生したとされる地域内部での階層対立〔難波 1978 : 265-267〕（注30）だけではなく、献金の最終的な使途である藩の地域行政や、特権を獲得した献金者の動向に領内の多様な階層の人々が関心を高める中で、これと直接向き合う藩の実務官僚層も含め、藩政をめぐる多様な議論が展開されるという言論状況の面からも再検討する必要があるのではないだろうか。この点について、今後は「人数留」記載の各家に関する一次史料の発掘を進めつつ、幕末期以降の動向も視野に入れ、さらに検討を重ねてゆきたい。

注

- (1) 同書は伊藤昭弘氏の御教示による。なお〔三澤 2006:151-176〕では熊本藩の献金制度である「寸志」により特権を得た同藩「在御家人」層の増加に対する村役人層の役威獲得運動にみる両者の社会関係から同藩地域社会の特質を動的に分析している。
- (2) 滋賀大学経済学部史料館所蔵中井源左衛門家文書No. 7888。なお中井家の概要および同家と仙台藩との関係については、〔江頭 1965 : 349-488〕および〔難波 1976 : 57-63〕を参照。
- (3) 「民間盛衰記」（阿刀田令造 1938『郷土の飢饉もの』、仙台：斎藤報恩会に所収）
- (4) 「稲葉村大肝入佐々木永助当家秘蔵録」（『古川市史』第8巻近世2、古川市 2004年所収、史料番号72）。
- (5) 「人数留」242番目に記載されている（栗原郡）壱式迫大肝入組抜並・菅原十右衛門が褒美と

して知行1貫298文を「御加恩」されたとの記載から判断した。

- (6) 渡辺兼雄編『角屋敷久助覚牒 検断久助文化・文政・天保の記録』（共和印刷センター 1994年、以下『覚牒』と略記）、史料番号25-15。
- (7) 『秋保町史』資料編〔秋保町（宮城県）、1975年〕所収、史料番号111。
- (8) 石垣宏ほか編『翻刻荒井宣昭選集』（今野印刷株式会社、2002年）所収。同書によれば荒井はのち天保11年（1840）に山林奉行（四ヶ月で辞職）、安政元年（1854）には出入司（他藩の勘定奉行職にあたる）に登用されたという。
- (9) [菊地 1999 : 33-78] では山林の飢饉時における救済機能について指摘されているが、この点も有力者の植林の目的として位置づけることが可能であろう。
- (10) 弘化3年「定留」（千葉房夫編『大東町史料』10、大東町 1975年所収）
- (11) 菊地の生祠については『宮城県史』17金石志（宮城県、1956年）419頁に碑文の全文が所収されている。
- (12) 1970年代には藩機構との政治的・経済的特権を確保した「前期的資本」[難波 1978 : 220-234] と評価されてきたが、その後[難波 1992 : 177-182]、[朴 1995 : 267-280] で藩流通政策と領内在方商人の対抗関係が、[斎藤 2003 : 87-121] では藩機構と一定程度距離を置き、近世後期以降全国的に展開した民間市場に立脚して経営拡大を果たした海運勢力の動向が明らかにされている。「人数留」に記載されるような地域の経済的有力者の個別経営と藩政策との関わりについては今後さらに研究を重ねる必要がある。
- (13) 本庄栄治郎ほか編『近世社会経済叢書』5（改造社 1926年）所収。以下「仁政篇」についての史料引用は同書による。
- (14) 『覚牒』、資料番号36-96
- (15) 鈴木理兵衛（与次右衛門）家は、初代与次右衛門が元禄年間に経営を拡大し、その後代々気仙郡猪川村稲子沢に居住し、安永～天明年間には藩へ巨額の献金を行い「稲子沢長者」と呼ばれる富豪であった〔菊田定郷編『仙台人名大辞書』（仙台人名大辞書刊行会、1933年）「鈴木重恒」の項〕。
- (16) 『覚牒』資料番号18-1。なお献金の使途は仙台藩各郡単位で備荒対策のために設置されていた「郡備金」であったことが、同郡大肝入の御用留の記載から判明する（陸前高田市教育委員会編『気仙郡大肝入吉田家文書』2）
- (17) 天保9年（1828）「追々見合御用物入袋」『古川市史』8巻資料3近世2（古川市 2004年）所収、史料番号59。
- (18) 『覚牒』資料番号33-15。
- (19) 『覚牒』資料番号33-9。
- (20) 「天保七年大不作に付諸御用留」（遠田郡北浦村・鎌田家文書、宮城県公文書館所蔵『宮城県史写本史料』102-1）。
- (21) ここから、「人数留」において「御番外侍」身分を獲得した〈45〉渥美彦七や前述した気仙郡の事例については、仙台藩における一般藩士と同様に城下への移住が前提とされていたことが推測される。
- (22) [深谷 2006 : 136-141] で引用された安永期以前とされる献金基準表（典拠は[森 1972 : 142-143]）は、「郷士」の記載があることから天保8年（1837）以降の事例であると考えられる。
- (23) [斎藤報恩会 1928 : 17-19] の記述によれば、斎藤家は天保7年「凶作救助費」550両を献金した褒美として「郷士」身分を獲得したとある。今のところ一次史料が確認できないが、表5の佐々木家が「郷士」身分を獲得したのが天保7年（1836）の献金に対する褒賞であるということ

から推測して、天保8年以降の事だと考えられる。

- (24) 大場家文書（個人蔵、岩出山町史編さん室保管のコピーを借覧）
- (25) 「組抜並水野甚右衛門綾里村鉄炮御備蔵相健候ニ付唐船御番人右御締被仰渡候卷」（個人蔵、大船渡古文書の会・平山憲司氏よりコピーを借覧）。なおこれに先立ち〈44〉大内清右衛門の倅米之助は嘉永2年（1849）12月に大砲2挺を献上し、その後仙台藩によるエトロフ島警備の際に陣屋へ備え付けられたという〔前沢町（岩手県）1988：397-399〕。
- (26) 前掲注（25）『斎藤善右衛門翁伝』。なお〔阿部1973：151-174〕では、善次右衛門および〈1〉遠藤左覚の子で学者の遠藤温、〈2〉柳原周右衛門らなど桃生郡深谷地方の有力者と、下級藩士や学者層との社会的文化的なネットワークを、その墓誌や聞き取りなどから提示している。幕末期仙台藩「郷士」層が下級藩士や学者との交流により政治集団を形成していた可能性を示唆するものであり、今後さらなる事例発掘および検討が行われる必要がある。
- (27) 〔平川2006：147-149〕での浪士組参加者に対する評価を参照。なお仙台藩領の個別事例について別稿を予定している。
- (28) 万延元年「万留」〔千葉房夫編『大東町史料』12、大東町（岩手県）、1978年所収〕。
- (29) 当該期仙台藩の政治過程については〔難波1978：234-267〕および〔仙台市史編さん委員会2004：457-507〕を参照。
- (30) 難波論文でも指摘されるように、仙台藩において軍備充実と財政再建は二者択一ではなく両立すべき政治課題であった。献金者層の行動はそれぞれの社会関係や政治的局面によりさまざまな現れ方をしたと考えるが、その点については今後個別に検討してゆきたい。

引用・参考文献

阿部昭吾 1973

「幕末・維新时期における仙台藩領の豪農—桃生郡深谷地方を中心として—」、『石巻地方の歴史と民俗』、石巻工業高等学校、151-164

朝尾直弘 1993

「一八世紀の社会変動と身分的中間層」、朝尾直弘ほか編『日本の近世10 近代への胎動』、中央公論社、45-94

阿刀田令造 1938

「天保四年の御救助金調」、『仙台郷土研究』819、仙台郷土研究会2-4（同1940『続郷土人として』、仙台郷土研究会出版部に再録）。

伊藤昭弘 2002

「萩藩における「御仕成」と中間層」、『九州史学』133、九州史学、43-64

江頭恒治 1965

『近江商人中井家の研究』、雄山閣

賀川隆行 1993

「高崎藩の大名金融と融通御貸付金」、『三井文庫論叢』28、三井文庫、1-54
（賀川2001『江戸幕府御用金政策の研究』、法政大学出版会に所収）

籠橋俊光 2006

「藩社会と地域社会—仙台藩の「大肝入」と「文通」」、藪田貫・奥村弘編『近世地域史フォーラム2 地域史の視点』、吉川弘文館、27-49

菊池勇夫 1997

『近世の飢饉』、吉川弘文館

菊池勇夫 1999

「近世中期における救荒システムの転換—仙台藩の宝暦飢饉を事例に一」、『研究年報』33、宮城学院女子大学キリスト教文化研究所、33-78（同 2003 『飢饉から読む近世社会』、校倉書房に所収）

北上町史編さん委員会 2005

『北上町史』通史編、北上町（宮城県）

斎藤報恩会 1928

『斎藤善右衛門翁伝』、斎藤報恩会

斎藤善之 2003

「東廻り航路と奥筋廻船」、藤田覚編『近代の胎動』、吉川弘文館、87-121

仙台市役所 1954

『仙台市史』（旧版）本編1、仙台市役所

仙台市史編さん委員会 2004

『仙台市史』通史編3近世1、仙台市

仙台市史編さん委員会 2005

『仙台市史』通史編1近世3、仙台市

大東町編 1982

『大東町史』上巻、大東町（岩手県）

近世村落研究会編（平重道） 1958

『仙台藩農政の研究』、日本学術振興会

難波信雄 1973

「仙台藩の寛政改革」、『東北文化研究所紀要』5、東北学院大学東北文化研究所、1-28

難波信雄 1977

「幕末蔵元資本の一類型—仙台藩中井家の場合—」、『東北文化研究所紀要』8、東北学院大学東北文化研究所、57-81

難波信雄 1978

「幕末仙台藩の経済的構造」、石井孝編『幕末維新期の研究』、吉川弘文館、209-267

難波信雄 1992

「仙台藩民風改革とその背景」、渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』、河出書房新社、167-187

朴慶洙 1995

「仙台藩の流通政策と地域経済圏」、渡辺信夫編『近世日本の生活文化と地域社会』、河出書房新社、255-284

平川新 1995

「地域経済の展開」、『岩波講座 日本通史』近世5、岩波書店、111-148（同著1996『紛争と世論』、東京大学出版会に改稿し収録）

平川新 1999

「転換する近世史のパラダイム—「静かな変革」論へ—」、『九州史学』123、九州史学会、22-46

平川新 2006

「中間層論からみる浪士組と新選組」、平川新・谷山正道編『近世地域史フォーラム3 地域社会とリーダーたち』、吉川弘文館、122-150

深谷克己 2006

『近世の身分願望 身上がり願望と上下なし』、吉川弘文館

藤田覚 2007

『田沼意次』、ミネルヴァ書房

前沢町(岩手県) 1988

『前沢町史』下巻2、前沢町

三澤純 2006

「幕末維新时期熊本藩の地方役人と郷士」、平川新・谷山正道編『近世地域史フォーラム3 地域社会とリーダーたち』、吉川弘文館、151-177

森嘉兵衛 1972

『県史シリーズ3 岩手県の歴史』、山川出版社

J. F. モリス 1988

『近世地方知行制の研究』、清文堂出版

J. F. モリス 2006

「一八世紀末仙台藩士の役職と藩政改革 玉虫十蔵尚茂の場合」、『宮城学院女子大学研究論文集』、宮城学院女子大学、1-83

藪田貫 1999

「近世の地域社会と国家をどうとらえるか—社会的権力論に関わって—」、『歴史の理論と教育』105、名古屋歴史科学研究会、1-14(同著 2005『近世大坂地域の史的研究』、清文堂に所収)

吉村豊雄 2001

『藩制下の村と在町』、一の宮町(熊本県)

付記

本稿の作成に際しては、滋賀大学経済学部史料館、宮城県公文書館、大船渡古文書の会、仙台城下町研究会、東北大学大学院文学研究科21世紀COEプログラム「社会階層と不平等」研究拠点のみなさまに御世話になりました。末筆ながら御礼申し上げます。

なお、本稿は文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)課題番号20720165「18～19世紀における奥羽両国の地域間交流と地域形成」における研究成果の一部である。